

ライフライン途絶時における庁舎の機能確保について

現在の自立期間の設定の考え方

『官庁施設の総合耐震計画基準』に基づき、自立期間を設定した上で、ライフライン途絶時の設備機能を確保している。

【災害応急対策活動を行う施設の場合】

電力

【基準】

○自家発電設備を設置する場合の容量、連続運転可能時間及び燃料備蓄量については、甲類及び乙類の分類に応じて決定する。

【解説】

＜燃料備蓄量＞

- ・ 甲類は商用電源復旧時間、燃料補給時間の短い方の時間で、想定困難な場合は72時間程度
- ・ 乙類は10時間程度

給水

【基準】

○大地震動後のライフラインの途絶に備え、施設の果たすべき機能に応じて必要とされる飲料用水及び雑用水を相当期間分確保する。

【解説】

＜確保水量＞

- ・ 地域の交通情報や水供給事情等により決定
- ・ 想定困難な場合は、
一般職員：1日分 災対職員：4日分
(都市人口200万人以下の場合)

排水

【基準】

○大地震動後も継続して使用される施設においては、敷地外への放流が不能となった場合でも、相当期間の排水機能を確保する。

【解説】

＜確保排水容量＞

- ・ 地域の事情により決定
- ・ 想定困難な場合は、
一般職員：1日分 災対職員：7日分

熱供給

【基準】

○大地震動後も熱供給を要する対象室を有する施設については、ライフラインが途絶した場合、その復旧が見込まれるまでの相当期間に必要な熱源用エネルギーの量を確保する。

【解説】

＜確保日数＞

- ・ 供給再開期間、補給可能期間の短い方
- ・ 想定困難な場合は、3日間程度以上

【基準】：『官庁施設の総合耐震計画基準』の抜粋

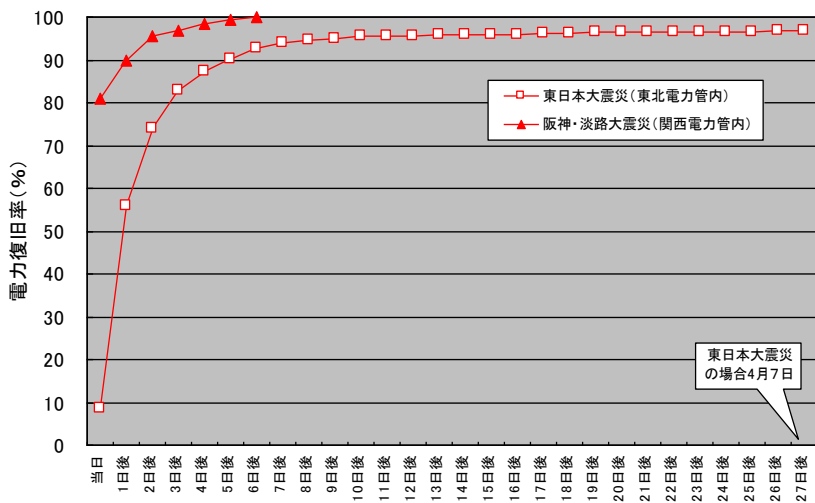
【解説】：『官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)』による

東日本大震災におけるライフライン復旧状況

【復旧状況】

- 津波被害が大きかった地域では、復旧時間が相対的に長期化する傾向にある。

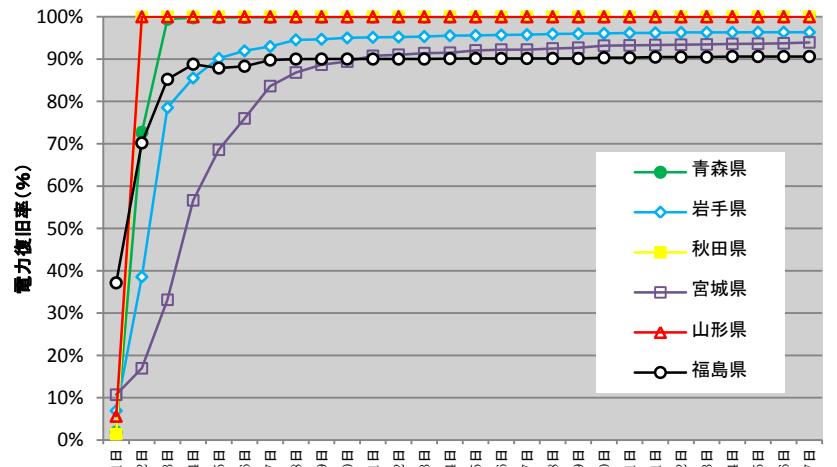
阪神・淡路大震災との復旧状況の比較



電力の復旧状況

(関西電力及び東北電力資料をもとに作成)

津波被害の有無による復旧状況の違い

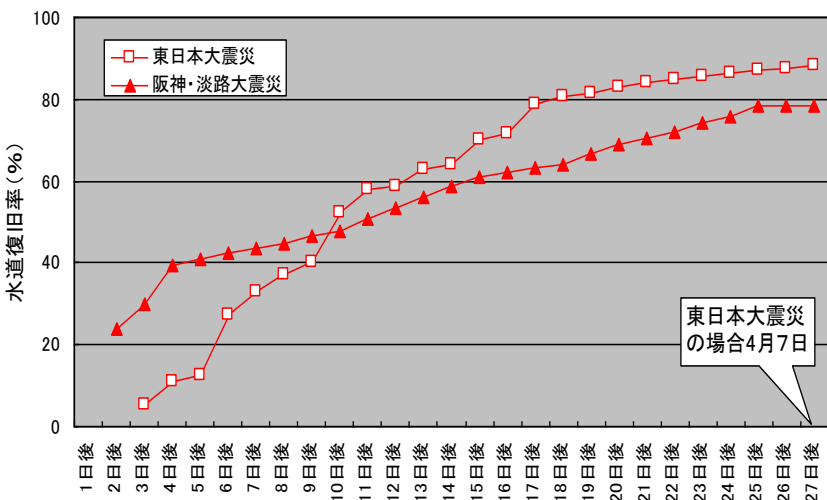


東北電力管内6県の電力復旧率

(東北電力資料をもとに作成)

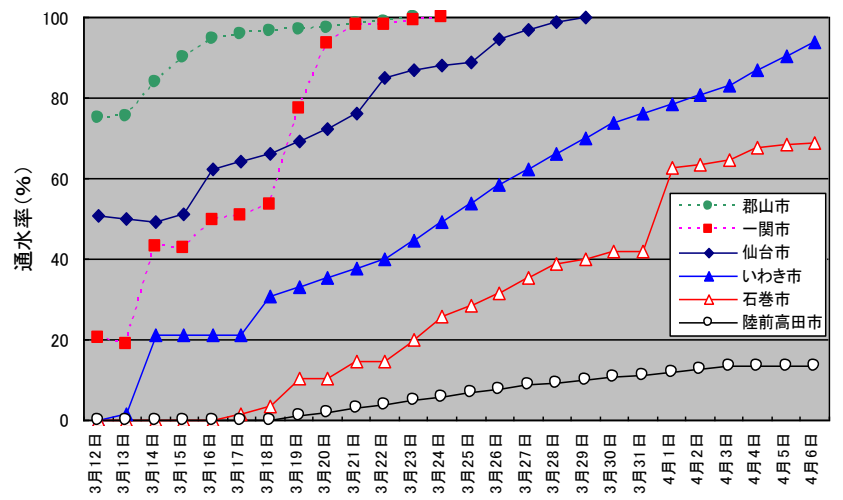
電力

水道



水道の復旧状況

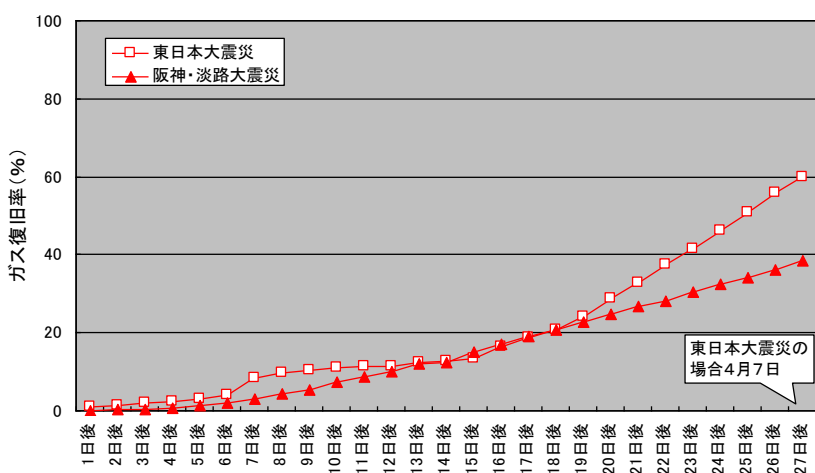
(神戸市水道局及び厚生労働省資料をもとに作成)



東日本大震災における水道事業者ごとの復旧状況

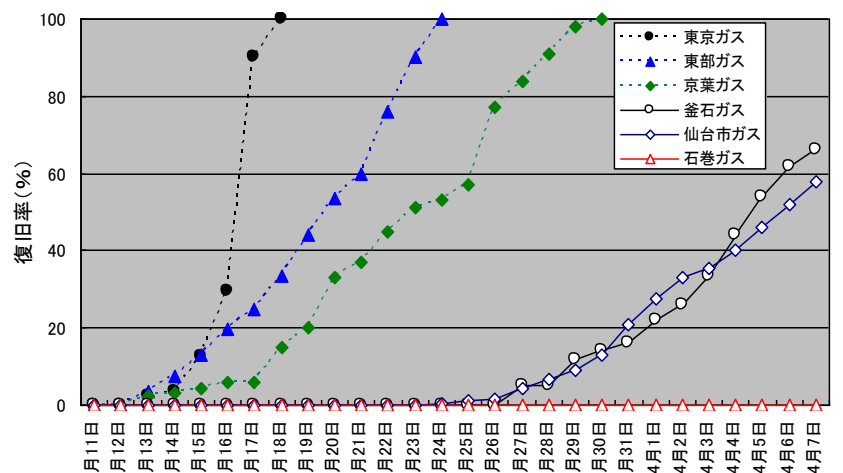
(日本水道協会資料をもとに作成)

都市ガス



都市ガスの復旧状況

(日本ガス協会資料をもとに作成)



東日本大震災における都市ガス事業者ごとの復旧状況

(日本ガス協会資料をもとに作成)

【対策の方向性】

地域ごとのライフライン復旧見込みを踏まえて、燃料等の備蓄量を適切に設定するとともに、復旧の長期化が想定される場合は外部からの補給を考慮する。